

1 現状

消防は、昭和22年消防組織法の公布、翌年同法の施行により警察機構から分離独立し、市町村の責任管理となった。これに伴い、堺市及び周辺町村は1消防本部、2消防署、5出張所、消防職員150人をもって「堺市外九ヶ町村消防組合」を組織し、自治体消防として発足した。その後、管内自治体の合併、市制施行及び消防力の増強等の変遷を経て41年に「堺市高石市消防組合」と改称し、平成17年2月1日、堺市と美原町の合併により、管轄区域もより広域となった。

なお、消防組合は平成20年9月30日をもって解散し、高石市の消防事務は堺市に委託される形で、平成20年10月1日から堺市消防局として発足した。また、令和3年4月1日から大阪狭山市の消防事務が堺市に委託され、1消防本部、9消防署、9出張所、1分署となった。



消防局

(1) 消防庁舎の現況

名称	所在地	構造	敷地面積	建築面積	延床面積	竣工年月日
消防局	堺区大浜南町 3-2-5 TEL 238-0119	鉄骨鉄筋コンクリート造7階建	m ² 3,356	m ² 1,264	m ² 6,102	平元. 7. 24
堺消防署	堺区市之町西 1-1-27 TEL 228-0119	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建一部地階	1,170	624	1,616	昭43. 3. 30
中消防署	中区深井沢町6-6 TEL 277-0119	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	2,555	847	2,199	平7. 3. 17
東消防署	東区日置荘原寺町 138-5 TEL 286-0119	鉄筋コンクリート造3階建	2,500	1,237	2,412	平18. 3. 2
西消防署	西区鶴田町29-18 TEL 274-0119	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	2,587	1,072	2,607	平26. 9. 24
南消防署	南区原山台 1-14-1 TEL 299-0119	鉄筋コンクリート造2階建	4,138	668	1,069	昭53. 12. 29
北消防署	北区新金岡町 4-1-2 TEL 250-0119	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建	1,652	584	1,091	昭46. 12. 1
美原消防署	美原区黒山6-1 TEL 362-0119	鉄筋コンクリート造3階建	2,423	814	2,053	平7. 11. 24

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

高石消防署	高石市西取石 1-27-23 TEL 266-0119	鉄筋コンクリート 造2階建	2,231	881	1,704	昭53.10.12
大阪狭山 消防署	大阪狭山市狭山 1-2384-1 TEL 366-0055	鉄筋コンクリート 造地上4階建	6,029 (大阪狭 山市役 所同一 敷地 内)	350	1,016	昭48.5.10



堺消防署



中消防署



東消防署



西消防署



南消防署



北消防署



美原消防署



高石消防署



大阪狭山消防署

(2) 消防財政（令和2年度）

① 歳入決算

区 分	金額(円)	構成比
分担金及び負担金	618,634,753	16.46
使用料及び手数料	50,972,638	1.36
国庫支出金	18,335,198	0.49
府支出金	109,527,000	2.91
財産収入	8,648,748	0.23
寄附金	185,000	0.01
繰越金	0	0.00
諸収入	367,269,211	9.77
市債	2,584,700,000	68.77
合 計	3,758,272,548	100.00

② 歳出決算

区 分	金額(円)	構成比(%)
消 防 費	10,524,241,899	100.00
合 計	10,524,241,899	100.00

(3) 職 員 数

単位：人

局・署別 区 分		局	堺	中	東	西	南	北	美原	高石	狭山	総数
		消防吏員	241	127	77	67	107	95	97	49	70	
事務職員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	243	127	77	67	107	95	97	49	70	69	1001	

(再任用フルタイム含む)

(4) 車両数

区分		局・署別										総数
		局	堺	中	東	西	南	北	美原	高石	狭山	
構成		4部 8課	1署 3出張所	1署	1署 1出張所	1署 1分署	1署 2出張所	1署 1出張所	1署	1署 1出張所	1署 1出張所	1局(本部) 9署 1分署 9出張所
消 防 車 両	消防ポンプ車		2(1)	1(1)	2(1)	2(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)		12(8)
	水槽付消防ポンプ車		3(1)		1(1)	2	2(1)	1(1)	2	1(1)		13(4)
	小型水槽付消防ポンプ車		1	1	1		1				3(1)	7
	化学消防車		3			3	1		2			9
	はしご付消防車		3			2	2	1	(1)	1	1	11(1)
	救急車	3(2)	4(1)	2	2	2	3(1)	1	2(1)	1	2(1)	25(7)
	救助工作車	1(1)		1		1					1	4(1)
	指揮車	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	査察車	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	消防団車両							3		3		3
	消防艇					1						1
	その他緊急車両	10(1)	1	3	2	7	1	1	1	1	1	28(1)
	その他車両	22	4	4	4	5	4	4	4	4	1	56
合計		42(4)	23(3)	14(1)	14(2)	27(1)	17(3)	14(2)	14(3)	14(2)	11(2)	193(23)

注) 車両配置の()は、非常用車両で外数である。

その他緊急車両とは、大型高所放水車・泡原液搬送車・ローリー車・特別高度工作車・無線中継車・空気充填車・防災工作車・水利システム車・支援車・調査車・指揮隊車・資機材搬送車・災害対応多目的車・特殊災害対応車・大型除染システム搭載車・ドラゴンハイパーコマンドユニット、燃料補給車の合計数である。

その他車両とは、緊急走行装備車以外の車両の合計数である。

(5) 消防水利状況

単位：カ所

消火栓（口径150mm以上）		防火水槽（40m ³ 以上）		プール	池	河川	海・その他
公設	私設	公設	私設				
7,107	109	778	1,604	196	381	215	85

2 消防対象物管理

(1) 査 察

火災予防のため消防対象物に立ち入り、位置・構造・設備及び管理状況等の検査・質問等を行い、対象物の関係者に対して、火災の発生・拡大または火災に伴う人命危険の要因となる事項等の是正や火災予防上適切な指導を行うため、年間査察実施計画を定め実施している。

① 建築物関係

防火査察は、火災の未然防止、火災による被害の軽減及び人命の安全確保のために行うものであり、特に、改正消防法に対する適正な運用と違反是正の推進を重点事項として掲げ、防火管理の徹底及び消防法令違反に対する是正指導を強化している。なお、令和2年度中の査察実施数は6,472件である。

② 危険物関係

危険物施設の査察は、管内及び他都市で発生した事故の教訓を生かし、ソフト面では危険物の貯蔵取扱い状況や保安教育の実施状況を、またハード面では定期点検等危険物施設の維持管理状況を検査し、類似事故等の未然防止を図っている。

また、タンクローリー等危険物移送車両の取締りを実施し、陸における危険物の安全確保に努めている。なお、令和2年度中に査察を実施した危険物施設数は、延べ2,140施設である。

危険物施設数

単位：施設

製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	移動貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	計	
69	435	821	67	175	3	548	62	2,111	230	10	408	26	674	2,854

③ 警防査察

警防課員による査察を実施することで、防火対象物の関係者への指導のほか、火災等発生時にその被害を最小限にとどめるため、火災防御の基本である防火対象物の位置、構造、設備、業態等の実態を把握している。

(2) 保安3法関係施設

「火薬類取締法」、「高压ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「保安3法」という。）に係る事務は、平成24年10月1日から大阪府より権限が移譲された事務である。災害を防止し公共の安全を確保するため、保安3法関係施設に対し適切な指導を行い、これまで以上に暮らしの安全・安心の向上に努めている。

火薬類取締法関係事業所数

事業所区分	事業所数
販売業者	13
火薬庫	2
庫外貯蔵指示場所	10
合計	25

高圧ガス保安法関係事業所数

事業所区分	事業所数
第一種製造者（冷凍則以外）	88
第一種製造者（冷凍則）	19
第二種製造者（冷凍則以外）	154
第二種製造者（冷凍則）	285
第一種貯蔵所	38
第二種貯蔵所	108
特定高圧ガス消費者	41
販売業者	318
容器検査所	20
合計	1,071

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事業所数

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業者	43
保安機関	43
充填事業者	13
特定液化石油ガス設備工事事業者	52
合計	151

3 消 防 活 動

(1) 火災損害調べ（令和2年）

発生件数(件)		185	負傷者	一般人	46
罹災棟数 (棟)	出火棟	124	(人)	消防吏員	1
	類焼棟	52		損害額 (千円)	建造物
罹災世帯数 (世帯)	全損	15	収容物		23,236
	半損	15	船舶		720
	小損	109	航空機		—
焼損面積	建物 (㎡)	1,261	車両		10,454
	林野 (a)	—	林野その他	1,476	
死者 (人)	一般人	5	爆発	—	
		消防吏員	—	合計	152,705

(消防局管内の数字を計上)

(2) 原因別火災発生件数調べ（令和2年）

区 分	件数(件)	損害額(千円)
たばこ	18	12,633
放火・放火疑い	23	40,290
火遊び	3	172
風呂釜	0	0
こんろ	21	2,198
ストーブ	6	120
電気類	45	57,691
その他	69	39,601
合 計	185	152,705

(消防局管内の数字を計上)

(3) 救急活動状況（令和2年）

事故種別 出場 件数 (件)	火 災	183
	自 然 災 害	0
	水 難	12
	交 通	3,543
	労 働 災 害	360
	運 動 競 技	188
	一 般 負 傷	8,234
	加 害	257
	自 損 行 為	414
	急 病	35,141
そ の 他	3,716	
合 計		52,048

(消防局管外へ出場した件数を含む)

(4) 救助活動状況（令和2年）

区分	活動件数（件）	救助人員（人）
火 災	42	4
交 通	38	38
水 難	15	11
自然災害	-	-
機 械	4	3
建 物	522	292
ガス・酸欠	2	-
破 裂	-	-
そ の 他	66	24
合計	689	372

(5) 救急救命士等

救急現場から病院に到着するまでの間に、命にかかわる傷病者に対し、救急車内等で救急救命処置を行い、救命率を向上させるため、平成3年に救急救命士制度（国家資格）が創設された。一定の資格要件を満たした救急救命士は、より高度な処置にあたる気管挿管や薬剤投与（アドレナリン・ブドウ糖溶液）等の使用が認められている。

平成27年7月からは、堺市立総合医療センター（管内初の救命救急センターを新設）の病院敷地内に堺市消防局救急ワークステーションを併設し、特別救急隊としてドクターカー運用を行うほか、指導救命士や医師・看護師が直接指導・助言を行い、スペシャリストの救急救命士を育成している。ドクターカーの運用をはじめ、救急隊員に質の高い教育を行うことで、さらなる救命率の向上を目指している。

4 消防音楽隊

堺市消防音楽隊は、演奏を通じて火災予防思想の普及宣伝を推進し、社会公共の福祉の増進に資することを目的として昭和53年4月に発足した。市域では唯一の公共の音楽隊であり、市民と行政とのパイプ役として消防や市が主催する行事などに出演している。

現在の音楽隊員は、消防音楽隊長以下21名で構成され、通常の消防業務と音楽隊業務を兼務しており、消防本部及び各消防署に分散して配属されている。

主な出演内容としては、昭和60年から堺市内のすべての小学校を対象に「音楽鑑賞と防災のおはなし」を実施し、火災予防の重要性や地震時の対処方法など、防火防災に関する啓発を行っている。

令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種イベント等が中止となったことから、消防音楽隊の演奏動画等を収録したDVDの配布や各種SNSを通じた広報活動を実施し、防火防災思想の普及啓発を図った。

5 消防団

昭和22年消防団令の公布により旧美原町を管轄する消防団が結成され、昭和34年に美原町消防団条例の公布により1団3分団の現在の体制になる。

平成17年2月1日、堺市と美原町の合併により美原町消防団が新たに堺市美原消防団となった。

令和3年4月1日現在、団員数は48名、1団3分団（西分団、東分団、北分団）で消防ポンプ車3台及び小型動力ポンプ3台を配置している。

6 災害活動支援隊

近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模な災害が発生した場合において、消防局及び消防署が行う消火、救急、救助、避難誘導その他の消防活動を支援することを任務として、平成27年9月1日に消防局OB職員で構成される災害活動支援隊が発隊した。

令和3年4月1日現在、隊員数65名で構成されている。